

# 「長岡市恒久平和の日条例（案）」 に関するパブリックコメントの実施結果

## 1 概要

実施期間	平成27年6月15日（月）～平成27年6月26日（金）
閲覧方法	市及び市議会ホームページへの掲載、アオーレ長岡東棟1階総合窓口内での資料閲覧
意見提出者	1名（電子メール1名）
意見件数	1件

## 2 提出された意見とそれに対する市議会の考え方

意見内容	<p>このパブリックコメント（以下、パブコメと記す）の周知方法について。</p> <p>パブコメを実施することを、市ウェブサイトのみで広報するだけでは、不十分だと思います。インターネット環境が無い人は、市政だよりや市議会だよりのような紙媒体でしか、市の情報を知り得ません。紙媒体での広報がなければ、パブコメの「蚊帳の外」です。ウェブサイトのみでしか広報しないのは、「情報弱者切り捨て」の周知方法です。</p> <p>昨年「長岡市日本酒で乾杯を推進する条例」（以下、乾杯条例と記す）のパブコメにおいても、同じような意見を書きました。乾杯条例のときも、パブコメ実施の件は、市政だよりにも市議会だよりにも掲載されませんでした。</p> <p>議員諸氏は、「パブコメ実施を市政だより等の紙媒体でも広報する」ということをお考えにならなかったのでしょうか（乾杯条例のときも含めて）。</p> <p>市広報課の話では、市政だよりの原稿締切は、発行日のおおよそ40～35日ほど前、とのこと。市議会だよりなら更に、締切日まで日取りに余裕があると思います。紙媒体に掲載できるタイミングも考慮の上、逆算して、諸々の日程（パブコメやその前のヒアリング等）を組む、ということ、なぜやっていただけなかったのでしょうか。</p>
意見に対する市議会の考え方	<p>ご意見をありがとうございます。</p> <p>今回の条例案に対するパブリックコメントについては、インターネットとアオーレ長岡東棟1階総合窓口内において広報し、実施いたしました。</p> <p>しかしながら、市政だより等の広報紙に掲載できなかった理由としては、この条例案の検討にあたり、検討途中の今年4月に市議会議員選挙があり、新しい議会体制の中でも広く意見を聞いたうえで決定すべきという議員の判断により、選挙後においても引き続き検討したこと、また、戦後70年の節目を迎える本年8月1日より前に制定したいという市民や多くの平和団体からの意見を取り入れ検討したため、素案がまとまったのが6月上旬だったことによるものです。</p> <p>6月号の市政だよりに掲載するとなると4月中旬までに、市議会だより6月臨時号に掲載するとなると5月中旬までに、本条例案を確定している必要があるため、このたびは掲載できませんでした。</p> <p>いただいたご意見は、今後の議員発議の条例でパブリックコメントを実施する際、広く市民の方からも意見をいただける環境作りの参考とさせていただきます。</p>